

廃 第 1 8 3 5 号

平成 3 1 年 2 月 1 日

一般社団法人千葉県産業資源循環協会会長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公印省略)

「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」の一部改正について(通知)

「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」(以下「要綱」という。)は、県外で発生した産業廃棄物(以下「県外産業廃棄物」という。)の県内処分について事前協議を行うことにより、不法投棄等の不適正処理を防止するとともに、最終処分場の確保を図るため平成2年4月に施行しました。

この度、産業廃棄物を取り巻く状況の変化を考慮し、下記のとおり要綱の一部を改正しましたのでお知らせします。

今後とも、本要綱の適正な運用に特段の御協力をお願い申し上げます。

なお、当該通知については、県内の産業廃棄物処分業者に通知していることを申し添えます。

記

- 1 県外から排出される廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物を県内最終処分する場合は事前協議制の適用除外とする。(要綱第3条)
 - 2 排出事業者の実績報告書について、毎年6月30日までに前年度分の処分実績を記載した実績報告書を提出することとしていたが、協議書に記載されている県内処分終了日から60日以内に、当該協議の実績報告書を提出することとする。(要綱第9条)
- ※すでに事前協議が済んでいて、平成31年2月16日以前に通知書を受け取っている場合、当該協議の実績報告書は従来通り翌年度の6月30日までに提出することとする。(経過措置)
- 3 県外産業廃棄物を処分した中間処理業者の実績報告書について、四半期ごとに提出することとしていたが、年度ごとにあらため、最終処分業者と同様に、毎年5月15日までに前年度分の処分実績を記載した実績報告書を提出することとする。(要綱第15条)
- 4 平成31年2月16日 施行